

反問権

議場の投票機能の活用

【現行制度等】

(反問権)

長その他役員等の出席義務 (地方自治法第121条) ※これは、本会議に関する規定	第二百一十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。
委員会における出席説明の要求 (伊勢市議会委員会条例第20条)	(出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため委員会に出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。
本会議における発言 (伊勢市議会会議規則第51条～第53条)	(発言の許可等) 第51条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。 (発言の通告等) 第52条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 発言の順序は、議長が定める。 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は、その効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言) 第53条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して

	「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。 3 2人以上起立して、発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。
委員会における発言 (伊勢市議会会議規則第105条・第106条)	(発言の許可) 第105条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (委員の発言) 第106条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

●執行機関の出席義務に関する地方自治法の最近の改正

	改正内容	経緯等
平成18年	(平成18年11月24日施行) ○ 執行機関への議場出席要求の要件の明確化 長など一定の者は、説明のために議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないこととされていたが、この出席について「議会の審議に必要な」説明のためであることを明確にすることとされた。	○ 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日第28次地方制度調査会） 第2 議会のあり方 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討 (2) 具体的方策 ⑥ 長と議会の関係 イ 議会の招集のあり方 議会の招集のあり方については、…（中略）…。 また、議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである。

●反問権の規定例

栗山町議会基本条例 (町長等と議会及び議員の関係) 第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
--

大分市議会基本条例 (一問一答による質疑応答等) 第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
岩手県議会基本条例 (本会議及び委員会の運営) 第13条 議会は、本会議及び委員会を公正に、及び円滑かつ効率的に運営するものとする。 2 本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。 3 本会議における議員の質問及び質疑は、一括して行うほか、分割して、又は一問一答の方法により行うこともできるものとする。 4 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 5 委員会は、県の事務等の調査、付託された議案、陳情等又は事件の審査等を行う。 6 議会は、委員会における議員相互間の討議を積極的に推進することにより、論点及び争点を明確にして合意形成の方向性を見出す等、合議制の機関として期待される機能の発揮を図るものとする。 7 前各項に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会の設置及び運営については、会議規則及び岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）で定める。
取手市議会会議規則 (市長等の反問) 第63条の3 議長から会議への出席を要求された市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができる。
ニセコ町まちづくり基本条例 (議会の会議) 第20条 議会の会議は、討議を基本とする。 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

●参考

国会法 第五十七条の三 各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。
地方自治法 第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。 ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。 ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。 ⑤～⑧ 略

（議場の投票機能の活用）

表決 （伊勢市議会会議規則第70条～第73条、第75条）	（起立による表決） 第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 （投票による表決） 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 （記名及び無記名投票） 第72条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、投票者の氏名を
--	---

	記名欄に記載しなければならない。 2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。 3 第1項の投票用紙は、様式第3号又は様式第4号による。 (選挙規定の準用) 第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項及び第2項、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第34条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。 (簡易の表決) 第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。
--	--

●参議院の押しボタン式投票

押しボタン式投票 参議院本会議における表決方法には、「起立採決」、「記名投票」、「異議の有無」、「押しボタン式投票」の四つがあります。 「起立採決」は、議長が問題に賛成する者を起立させ、起立者と着席者の多少を認定して可否の結果を宣告する方法です。 「記名投票」は、議員の氏名が記載された木札を用いて行われ、賛成の場合は白色の木札を、反対の場合は青色の木札を各議員が演壇に持参し投票することによって可否を判断します。 「異議の有無」による表決は、議長が異議の有無を議院に諮り、異議がないと認めたときに提案のとおり決する旨を宣告する方法です。 「押しボタン式投票」は、各議員が議席に設置されている賛否いずれかのボタンを押し、その結果の数字が議場内の表示盤に表示され、議長が宣告することによって可否を確定します。 参議院では長きにわたって、表決は原則として起立採決とされ、特に重要な案件については記名投票、議案以外で反対がない軽微な問題の表決は異議の有無によるといった運用が行われてきました。しかし、第142回国会（平成10年1月12日召集）から、押しボタン

式投票が加わり、議案の採決は、原則として押しボタン式投票で行うことになりました（平成9年12月12日議院運営委員会理事会決定）。

国会で押しボタン式投票が検討され始めたのは昭和30年代の衆議院にさかのぼります。しかし、いずれの提案も牛歩戦術など野党の抵抗を排除する手段として与党から主張されたものであったため、野党側の賛同が得られず実現には至りませんでした。

参議院改革の一環として、参議院で押しボタン式投票が本格的に検討され始めたのは、昭和50年代後半からです。昭和60年2月の参議院改革協議会の中間報告書では「電子式投票装置による投票を採用することが望ましい」と結論づけながらも、最終的な合意が得られず採用は見送られました。その後、参議院制度改革検討会で再び検討が始まり、平成8年12月には同検討会から「電子式投票装置を導入すべきであるとの意見が大勢を占めた」旨の答申が議長になされ、押しボタン式投票の導入が決定されました。

押しボタン式投票導入の効果としては、議案に対する議員個々人の賛否を明らかにすることで議員の政治責任をより一層明確にできることや、情報公開及び表決の迅速化を図ることが挙げられます。現在、投票結果は、会議録に掲載されるとともに、時を置かずに参議院のホームページにも掲載されています。

もっとも、押しボタン式投票の導入で記名投票がなくなったわけではありません。出席議員の五分の一以上の要求があるときは、議長は記名投票で表決を採らなければならないという規定（参議院規則第138条）が残されています。

押しボタン式投票の導入後も、総予算や大臣に対する問責決議案などについては、野党から記名投票要求が提出され、記名投票で採決が行われています。また、平成17年8月に郵政民営化法案を否決した本会議と、衆議院の総選挙後、同年10月に同法案を可決した本会議の採決では、与党から記名投票要求が出されました。

（参議院ホームページから抜粋）

●参考

参議院規則

第三百三十七条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する。

② 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票又は押しボタン式投票により表決を採らなければならない。

第三百三十八条 議長は、必要と認めたときは、記名投票によつて、表決を採ることができる。出席議員の五分の一以上の要求があるときは、議長は、記名投票により、表決を採らなければならない。

第三百三十九条 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員はその氏名を記した白色票

を、問題を否とする議員はその氏名を記した青色票を、投票する。

第百四十条 記名投票を行うときは、議場の入口を閉鎖する。

第百四十条の二 議長は、必要と認めたときは、押しボタン式投票によつて、表決を採ることができる。

第百四十条の三 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は投票機の反対ボタンを押すことによつて投票する。

第百四十一条 投票が終つたときは、議長は、その結果を宣告する。

出雲市議会会議規則

(起立による表決)

第69条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、記名、押しボタン式又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名、押しボタン式又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

2 議長は、同時に前項の2以上の投票の要求があるときは、いずれの方法によるかを無記名投票により決定する。

(記名投票)

第71条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(押しボタン式投票)

第71条の2 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対ボタンを押すことによつて投票しなければならない。

(無記名投票)

第72条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

2 押しボタン式投票を行う場合には、第30条（投票の終了）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

(表決の訂正)

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、起立の方法により表決をとらなければならない。

【伊勢市議会の状況】

(反問権)

- 伊勢市議会においては、現在、議員の質疑・一般質問に対する執行機関の反問は認めていない。

ただし、答弁の冒頭に質問の内容・趣旨を確認した上で（「～についての質問と理解いたします」、「～という趣旨のお尋ねでよろしいか」といった発言）、答弁を行う事例はある。

(議場の投票機能の活用)

- 現在、議場で使用している会議システムには、投票機能はない。